

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は公益財団法人修武館（以下「本財団」という。）定款第12条及び第31条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等及び費用に関して必要な事項について定める。

(種別)

第2条 本財団の評議員は原則として無給とする。ただし、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、支払うことができる。また、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等として支給することができる。

(報酬金額等の決定)

第3条 評議員の決議によるものとする。

(実費弁償)

第4条 役員及び評議員が本財団の事務局に通勤するとき、または業務のために出張するとき、別に定めるところにより、必要な交通費、宿泊費等を支給する。

(補足)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、館長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、公益財団法人の登記の日から実施する。

附則 令和3年6月26日 一部改正（定款改正による）